

川口市屋外広告物条例第4条第1号、第6号、第7号、第5条第1項第8号及び第9号の規定により市長が指定する区域等は以下の通りとする。

1 禁止地域等

(1) 第4条第1号の規定により、市長が指定する区域

- ア 市街化調整区域内で、国道122号線の道路境界から5m以内の区域
- イ 市街化調整区域内で、県道越谷鳩ヶ谷線の道路境界から5m以内の区域
- ウ 市街化調整区域内で、県道さいたま鳩ヶ谷線のうち、川口市道神根555号線の交差点から国道298号線までの区間の道路境界から5m以内の区域
- エ 市街化調整区域内で、県道さいたま草加線の道路境界から5m以内の区域
- オ 市街化調整区域内で、川口市道幹線第43号線の道路境界から5m以内の区域
- カ 市街化調整区域内で、川口市道幹線第46号線のうち、川口市道神根33号線との交差点から国道298号線までの区間で道路境界から5m以内の区域
- キ 市街化調整区域内で、川口市道幹線第78号線の道路境界から5m以内の区域
- ク 市街化調整区域内で、川口市道幹線第85号線の道路境界から5m以内の区域
- ケ 市街化調整区域内で、川口市道神根第555号線の道路境界から5m以内の区域
- コ 市街化調整区域内で、川口市道神根第561号線の道路境界から5m以内の区域

(2) 第4条第6号の規定により、市長が指定する区間

- ア 東日本旅客鉄道の市内全区間
- イ 埼玉高速鉄道の市内全区間

(3) 第4条第7号の規定により、市長が指定する区域

- ア 首都高速葛飾川口線の全区間の路端から両側200メートル以内の区域（路面高以下の空間を除く。）

2 禁止物件

(1) 第5条第1項第8号の規定により、市長が指定する物件

- ア 信号機設置の標柱の下端から道路に沿って前後10メートルまでの地点の両側3メートル以内に存する電柱、街灯柱その他電柱に類するもの

(2) 第5条第1項第9号の規定により、市長が指定する道路

- ア 国道、県道、市道の市内全区間